

※申込みは原則1日から受付開始  
※特に記載のない場合、対象は市内  
在住・在勤・在学者、申込み不要※申込みは原則1日から受付開始  
※特に記載のない場合、対象は市内  
在住・在勤・在学者、申込み不要

お知らせ／募集

相

談

健

康

公民館・コミセン

・スポーツ文化

図書館

施設催し／教育ほか

福

祉

産業振興

子育て

地域活動／

ごみ・資源

悪徳商法に だまされないために  
消費生活出前講座

市では、消費生活でのトラブル防止に向けた講座を無料で実施しています。

**講座内容** 悪徳商法やインターネット消費トラブルなど、消費生活の問題について対応策を学ぶ**対象** 市内で活動する 10 人程度の学習グループ**日時** 平日の午前 10 時～午後 4 時（2 時間以内）**場所** 申込者でご用意ください**講師** 市消費生活相談員**申込み** 希望する開催日の 1 カ月前までに、市役所 5 階・産業振興課、市役所 6 階・生涯学習課、各公民館、コミュニティプラザ、いきいきプラザで配布（市ホームページからも取得可）の「摂津市まいどおおきに出前講座受講申込書」を書いて、産業振興課へ・☎可●お知らせ  
就職時の差別相談窓口  
6 月は「就職差別撤廃月間」です。大阪府では、この期間に、採用面接時の差別に関する相談を、電話やメールで受け付けています。★電話相談 大阪府商工労働部雇用推進室 ☎ 06 (6210) 9518 (6 月 14 日(水)～16 日(金)午前 10 時～午後 6 時)  
★メール相談 大阪府商工労働部雇用推進室 rosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp (9 月中)

## 暮らしのワンポイント

問合せ 消費生活相談ルーム（産業振興課内）

手軽なネット通販  
支払い・返品条件に注意

インターネット通信販売サイトで購入をする場合、以下のことに注意しましょう。

【注意 1 支払い条件】 振込みで先払いしない場合、商品が届かないことがあります。

【注意 2 返品条件】 どこに記載があるのか分からない場合は、サイトの一番下の「特定商取引法に基づく表記」をクリックすると必ず書かれています。通販にはクーリングオフがないため、必ずチェックしましょう。

【注意 3 品質】 消費者として一番気になるのは品質です。安過ぎるものや説明の日本語が変なサイトは偽物である場合もあります。

## 労働問題 Q &amp; A 最低賃金

Q 最低賃金より低い賃金で契約した場合はどうなるの？

A 会社で働くすべての人に、最低賃金以上の賃金を支払わなければならないことが最低賃金法で決められています。

万が一、最低賃金より低い賃金で働くことに同意しても、それは法律によって無効とされ、最低賃金との差額を請求できます。

●大阪府の最低賃金時間額は 883 円（平成 28 年 10 月 1 日現在）です。給料が最低賃金額以上か確認しましょう。

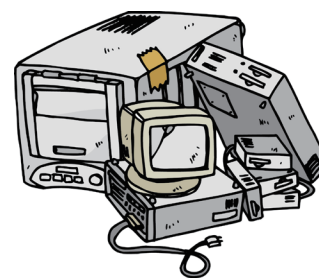
問合せ 産業振興課へ

【摂津市物産品展示コーナー】  
展示コーナーで事業を PR しませんか

事業所の PR や事業紹介のために、無料で物産品展示コーナーを利用できます。

**展示場所** 産業支援ルーム 3 階（南千里丘 4-35）**展示スペース** ▽大きさ＝縦 30cm・横 72cm・幅 35cm ▽重さ＝5 kg まで

問合せ 産業振興課へ

小型家電回収にご協力を  
～ひびきはばたき園～

障害者支援施設ひびきはばたき園では、不要となったパソコンやスマートフォンなどの電子機器から再資源化が可能な貴金属やレアメタル（希少金属）を回収するリサイクル事業を行っています。

不要となった小型家電製品の回収にご協力をお願いします。  
問合せ 障害福祉課へ

## ◎対象製品

- ・スマートフォンや携帯電話
- ・パソコン（ノート型、デスクトップ型）  
※ブラウン管タイプは不可
- ・プリンター
- ・デジタルカメラ など



## ◎回収方法

市内 8 カ所の回収ボックス（15cm×30cm）へ投函  
▽市役所▽コミュニティプラザ▽別府コミュニティセンター▽各公民館 ※入らない場合は、障害福祉課へ問合せください。

## ◆たちより体操タイム

保育所・幼稚園で、高齢者（65 歳以上）が乳幼児と一緒に体操できます。

誰でも気軽に参加できます。



| ところ         | とき（6 月）                              |
|-------------|--------------------------------------|
| せつつ幼稚園      | 1 日(休)<br>午前 10 時 10 分～10 時 25 分     |
| とりかい幼稚園     | 2 日(金)・12 日(月)<br>午前 9 時 50 分～10 時   |
| べふこども園      | 5 日(月)・26 日(月)<br>午前 10 時～10 時 15 分  |
| 鳥飼保育所       | 12 日(月)・26 日(月)<br>午前 10 時～10 時 15 分 |
| 子育て総合支援センター | 14 日(水)・28 日(水)<br>午前 9 時 45 分～10 時  |

問合せ 各園・所へ（26 ページを参照）

## 「介護マーク」の活用を

「介護マーク」は、介護する人が介護中であることを周囲に理解してもらうためのマークです。

介護する人が、公共のトイレへ付き添ったり、男性介護者が女性用下着を購入したりする時などに、周囲から偏見や誤解を受けることがないよう、介護をする人に優しい社会を目指して作成されました。

外出先でこのマークを見かけた時には、温かい目で見守ってください。また、このマークが必要な人は、市ホームページから印刷することが可能です。



問合せ 高齢介護課へ

お知らせ／募集

相

談

健

康

公民館・コミセン

・スポーツ文化

図書館

施設催し／教育ほか

福

祉

産業振興

子育て

地域活動／

ごみ・資源